

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

（政 令）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六）

（省 令）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学三）

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一九）

（告 示）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件（法務七五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同七六・七八）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（同七九）

○日本国に帰化を許可する件（同八〇）

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（文部科学一七）

○地すべり防止区域を指定する件（農林水産四九三・四九五）

○土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通一三三）

○道路に関する件

（中部地方整備局二四・二八）

○道路に関する件

（中国地方整備局二四・一六）

○道路に関する件

（九州地方整備局二六）

○道路に関する件

（北海道開発局一五・一六）

（国会事項）

（人事異動）

内閣 法務省 外務省 農林水産省
最高裁判所

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格（経済産業省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔資 料〕

平成二十四年十二月中国際収支状況（速報）及び平成二十四年中国際収支状況（速報）（財務省）

（公 告）

諸 事 項

官庁

財団、有権者申出方、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六條の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六号）（経済産業省）

- 1 特定機器
複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加することとした。（第二条関係）
- 2 特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件
特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等とした。（第二条関係）
- 3 施行期日
この政令は、平成二五年三月一日から施行することとした。

政

令

省

令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十五年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号中「カラー複写機」を「日本工業規格A列二番（第二十四号及び第二十五号において「A二判」という。）以上の大きさの用紙に出力することができるもの」に改め、同条第十五号中「ふるがま」を「風呂釜」に改め、同条第二十二号及び第二十三号中「あて先」を「宛先」に改め、同条に次の三号を加える。

二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキャンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）

二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限り、A二判以上の大きさの用紙に出力することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるものに限り、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

第二十二条の表の十の項中「二千台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）を加え、同表の十一の項中「三百台」の下に「（家庭用以外のものにあつては、百台）を加え、同表に次のように加える。

二十四 複合機	五百台
二十五 プリンター	七百台
二十六 電気温水機器	五百台

附 則

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

経済産業大臣 茂木 敏充
内閣総理大臣 安倍 晋三

○文部科学省令第三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項第五号の規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日 文部科学大臣 下村 博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十日 厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号を削り、第三十号を第二十七号とし、第三十一号から第四十一号までを二号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第三十九号とし、第四十五号から第五十三号までを五号ずつ繰り上げ、第五十四号及び第五十五号を削り、第五十六号を第四十九号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第五十号とし、第五十九号を第五十一号とし、第六十号を第五十二号とし、第六十一号を削り、第六十二号を第五十三号とし、第六十三号を第五十四号とし、第六十四号を第五十五号とし、第六十五号を削り、第六十六号を第五十六号とし、第六十七号を第五十七号とし、第六十八号を第五十八号とし、第六十九号を第五十九号とし、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十号とし、第七十三号から第七十八号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十九号を削り、第八十号を第六十七号とし、第八十一号から第九十一号までを十三号ずつ繰り上げ、第九十二号を第七十九号とし、同令の次に次の二号を加える。

八十（一）H-インドール-三-イル（ナフタレン-一-イル）メタノンのインドール環の一位に

次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬

ハ（四）エトキシナフタレン-一-イル（一）オクタール-H-インドール-三-イル）メタノン及びその塩類

ニ（一）オクタール-H-インドール-三-イル（四）ペンチルナフタレン-一-イル）メタノン及びその塩類

ホ (四)ヘキシルナフタレンー一イル(二)オクチルー一Hーインドールー三ーイル)メタ
ノン及びその塩類
ヘ(一)ヘプチルー一Hーインドールー三ーイル(四)ヘキシルナフタレンー一イル)メタ
ノン及びその塩類
ト(四)メトキシナフタレンー一イル(二)オクチルー一Hーインドールー三ーイル)メタ
ノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八ま でのいずれかのものに限定する) 二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のもの に限定する) 三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五ま でのいずれかのものに限定する)の末端の炭素 に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ 素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキ シ基のいずれか一種類が一つ結合した基	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六ま でのいずれかのものに限定する) 二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のもの に限定する) 三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子

八十一(二)メチルー一Hーインドールー三ーイル(ナフタレンー一イル)メタノンのインド
ール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に
水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であつて当該インドール環の
一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。
ただし、次に掲げる物を除く。
イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤
ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬
ハ(一)メチルー一ヘプチルー一Hーインドールー三ーイル(四)ベンチルナフタレン
ー一イル)メタノン及びその塩類

第 一 欄	第 二 欄
一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から七ま で、(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六 の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつ ては、三又は四)のいずれかのものに限定す る) 二 炭素数が八の直鎖状アルキル基(当該ナ フタレン環の四位に炭素数が二又は三の直 鎖状アルキル基が結合する場合に限定する) 三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基(当該 ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状 アルキル基以外の置換基又は水素が結合す る場合に限定する) 四 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五ま で、(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六 の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつ ては、三又は四)のいずれかのものに限定す る)の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、 臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基 又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ 結合した基	一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六ま でのいずれかのものに限定する) 二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のもの に限定する) 三 フッ素原子 四 塩素原子 五 臭素原子 六 ヨウ素原子

第一条第九十三号を第八十二号とする。

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○法務省告示第七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 禎一

第二号イの表株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテックの項中「株式会社アイ・エイチ・アイ・アムテック」を「株式会社JMUアムテック」に改め、同表に次のように加える。

一関ヒロセ電機株式会社	東京都品川区大崎五丁目五番二十三号ヒロセ電機ビル内	機械加工
中央総業株式会社	神奈川県藤沢市藤沢千三十一番地の一	鉄筋施工

○法務省告示第七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社KCM	兵庫県加古郡稲美町岡二千六百八十番地	溶接
---------	--------------------	----

○法務省告示第七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 禎一

第二号の表フジニットの項を削る。

○法務省告示第七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第四百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

法務大臣 谷垣 禎一

第二号の表に次のように加える。

柏倉建設株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東二条六丁目二番十八号	型枠施工
株式会社サンエーテック	宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西百五番地一	鉄筋施工

